

宝達志水町空家等除却支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宝達志水町空家等の適正管理に関する条例（平成31年宝達志水町条例第16号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るため、予算の範囲内において宝達志水町空家等除却支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家 条例第2条第2号に規定する特定空家等で、町から認定された空家等をいう。
- (2) 老朽危険空家 条例第2条第1号に規定する空家等で、管理不全な状態にあると認められる町内に存するものをいう。ただし、補助金の交付を受けるために所有者等が故意に破損等させた空家等を除く。
- (3) 所有者等 空家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 除却 建築物の解体及び処分をいう。
- (5) 町税等 宝達志水町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

(補助金の交付対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定空家又は老朽危険空家の登記簿に記録されている所有者等又は当該所有者等の相続人（未登記であるときは、固定資産課税台帳に記録されている所有者等又は当該所有者等の相続人）
- (2) 町税等を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 原則として、町内に営業所又は事務所を有する事業者に請け負わせるものであること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者（解体工事業の許可を受けた者に限る。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体工事業業者に請け負わせるものであること。

(3) 特定空家又は老朽危険空家の全ての除却をするものであること。

(4) 公共事業による移転、建て替えその他の補償等の対象とならないものであること。

(5) 特定空家又は老朽危険空家の所有者等が複数存在する場合は、その全員が補助対象事業の実施について同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した事業

(2) その他町長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特定空家又は老朽危険空家の全ての除却をするために要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、100万円を限度とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宝達志水町空家等除却支援補助金交付申請書(様式第1号)に、同意書(様式第2号)等、町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をし、その旨を宝達志水町空家等除却支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、やむを得ない理由により補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止を行おうとするときは、速やかに宝達志水町空家等除却支援補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宝達志水町空家等除却支援補助金変更・中止・廃止承認通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定の内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、宝達志水町空家等除却支援補助金実績報告書(様式第6号)に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、補助対象事業の完了状況を確認し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、宝達志水町空家等除却支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)に

より、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者は、宝達志水町空家等除却支援補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。

(宝達志水町宝達志水町特定空家等除却費補助金交付要綱の廃止)

2 宝達志水町特定空家等除却費補助金交付要綱(令和2年宝達志水町告示第8号)は、廃止する。